かかる状況下、清算株式会社においては、売掛先に対して、個別に請求通知書や支払催告書を送付し、個別に電話等で支払を督促するとともに、支払に難色を示す先には内容証明等の書面を送付し、面談を行う等して粘り強く交渉を行った。

その結果、最終的には、売掛債権につき、現時点で、4026万8815円の回収を実現している。

⑷　まとめ

以上の清算事務の遂行の結果、清算株式会社は、平成22年10月31日時点において、１億3327万2295円の現預金残高を確保している。

また、清算株式会社においては、今後、清算株式会社が所有している株式、車輌を売却すること等により、資金が増殖する見込み（1300万円程度増殖する見込み）である。他方で、清算株式会社においては、租税債権、労働債権、特別清算手続の遂行に要した費用等の優先債権の弁済を別途行う必要があり、その必要資金は、概ね1300万円程度と想定される。

清算株式会社においては、上記金額を控除した金額をもって、協定債権の弁済原資とし、同債権への弁済に充てる予定である。

２　負債の内容

清算株式会社は、債権者より送付された債権申出書等を精査し、必要に応じて、債権発生の有無・債権金額について債権者と直接交渉を行う等、適正な債権額の把握に努めた。

各協定債権者の有する協定債権金額（及び議決権額）は、資料３「債権額一覧表及び弁済計画表」の債権額欄記載のとおりである。

協定債権者総数は74名であり、協定債権額総額は５億1787万7210円である。

第２　弁済の基本方針

清算株式会社においては、⑴現時点で回収済みの換価資金の一部を原資として、協定案の確定後２カ月以内に第一次弁済を行い、⑵資産の換価が全て完了した時点で確保された全ての資金（第一次弁済後の資金の残額及び今後の資産換価によって確保した資金）を原資として、全ての資産の換価が終了した後２カ月以内に、追加弁済を行うことを予定している。

１　第一次弁済について

清算株式会社の最大債権者は、プリヴェ企業再生グループ株式会社（以下「プリヴェ」という。）及び東武運輸プリヴェ株式会社（以下「東武運輸プリヴェ」といい、プリヴェと総称するときは「プリヴェグループ」という。）である。

プリヴェの債権総額は４億1071万4586円、東武運輸プリヴェの債権総額は3060万6304円であり、プリヴェグループの債権額は４億4132万890円にのぼっている（清算株式会社の協定債権総額の約85％）。仮に、清算株式会社において、破産手続の場合と同様、債権額按分での弁済を行った場合、弁済原資の約85％はプリヴェグループの弁済に充当されることとなり、各債権者の協定債権に対する弁済率は20％程度に留まることになる。

かかる状況において、清算株式会社は、一般取引債権者をできる限り保護すべきという観点から、債権者に対する弁済内容について、プリヴェグループと協議を重ねた。

その結果、清算株式会社は、プリヴェグループの理解と協力を得て、概要、以下を基本方針として、各協定債権者への弁済を行うこととし、一般取引債権者に対して最大限の弁済が確保できる協定案を作成することとした。

具体的には、第一次弁済（確定弁済）として、協定債権の金額に応じた段階的な弁済率を設定することとし、各協定債権者の協定債権のうち、

①　協定債権300万円以下の部分について、その全額を弁済する

②　300万円を超え2500万円以下の部分についてその30％を弁済する

③　2500万円超の部分については、その８％を弁済することとした。

③に該当するのは、事実上、プリヴェグループの２社のみであり、本協定案においては、プリヴェグループの理解と協力を得て、その他の一般債権者に対して、できる限りの弁済を行うことができる内容としたものである。

すなわち、上記の③により、プリヴェグループの理解と協力を得て、プリヴェグループへの弁済率を低下させることによって、その他の債権者への弁済原資を可能な限り確保することとし、これを前提に、①によって少額債権部分（300万円以下の部分）についてその全額を弁済することとして、少額債権者の負担を一切排除するとともに、②によってプリヴェグループ以外の債権者に対しては、相当程度優遇した弁済を行う（300万円以下の部分は100％、それを超える部分は30％の弁済を行う）こととし、同グループ以外の一般取引債権者に対して、できる限りの弁済を行うことができる内容としたものである。

本協定案によれば、第一次弁済によって、全協定債権者74名中72名がその債権額について100％の弁済を受けることができ、その他の協定債権者についても、プリヴェグループを除いて35％～80％程度の弁済を受けることができる。これに対し、プリヴェグループに対する弁済率は、約11％となる。

清算株式会社においては、かかる弁済を本協定案の確定後、２カ月以内に行う予定である。

２　追加弁済について

清算株式会社は、清算株式会社が保有する資産の換価が全て終了した後、当該換価によって確保した資金（第一次弁済によって弁済された資金を除く）を原資として、第一次弁済後の債権残額の按分にて、追加弁済を行う予定である。

清算株式会社においては、全ての資産の換価が終了した後２カ月以内に、追加弁済を行うことを予定している。

３　破産配当率との比較

仮に、清算株式会社が破産となった場合、破産管財人の報酬が別途差し引かれるほか、少額債権部分の弁済率の優遇措置（上記１①の措置）や、一定の基準額でバーを設けて弁済率を優遇する措置（上記１②の措置）等は一切なされず、完全な債権額按分での弁済がなされることとなる。

前記のとおり、各債権者に対して債権額按分での弁済がなされた場合の配当率は20％程度であり、管財人報酬を考慮すれば、かかる配当率はより低下することが想定される。

かかる状況を考慮すれば、破産手続における一般取引債権者への配当額は、債権額の20％を優に下回る金額となる。

したがって、本協定案は、清算株式会社が破産となった場合に比べて、債権者（プリヴェグループ以外の債権者）にとって極めて有利な内容となっている。

第３　協定条項

１　条項の内容（一般条項）

⑴　第一次弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２ヶ月以内に、第一次弁済として、以下のとおり弁済する。

①　各協定債権者の有する協定債権のうち300万円以下の部分につき、その全額を弁済する。

②　各協定債権者の有する協定債権のうち300万円超、2500万円以下の部分につき、その30％に相当する額を弁済する。

③　各協定債権者の有する協定債権のうち2500万円超の部分に対しては、その８％に相当する額を弁済する。

⑵　追加弁済及び残債権額の免除

清算株式会社は、清算株式会社が有する全ての財産の換価終了後２ヶ月以内に、換価財産から前項に基づく弁済額（第一次弁済によって弁済された金額）を控除した残額について、前項の弁済後の各協定債権者の有する各協定債権額の割合に応じて按分弁済し、当該弁済の時に、各協定債権者の協定債権の総額から前項及び本項の各弁済額を控除した残額につき、その全額の免除を受ける。

⑶　⑵の弁済後の追加弁済

清算株式会社は、第１項及び前項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価財産から必要な費用を控除した残額を、第１項及び前項の弁済後の各協定債権者の有する協定債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄（債務の免除）は、新たに行われた弁済額の限度で効力を失う。